

国家工商行政管理総局「企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件情報の開示に関する規定（意見募集稿）」意見募集表

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会 _____

条項番号	修正提案	修正理由
第四条	行政処罰案件情報の摘要には、行政処罰決定書の書類番号、処罰される自然人の氏名、又は処罰される企業又はその他組織の名称、法定代表者の氏名、違法行為の種類、行政処罰の内容、 <u>行政処罰対象者の処罰に対する見解</u> 、行政処罰の決定を下す行政機関名と日付が含まれる。	情報開示の際に、処罰対象者の陳述、弁明も開示することになっているが（付属書類一（四））、加えて、処罰結果に対する処罰対象者の意見が確実に開示されることが保障される制度としてほしい。

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）